



島根県報

平成22年2月23日（火）

号外第28号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第121号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 メートル			延長 メートル
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本194番7地先から同204番2地先まで	前	6.50～15.80	205.00	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00～16.00	205.00		
〃	川本波多線	邑智郡川本町大字川本204番2地先から同194番7地先まで	前	6.50～15.80	205.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00～16.00	205.00		
〃	柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町柿木村福川1546番19地先から同地先まで	前	11.80～38.00	78.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	33.50～91.00	78.00		

島根県告示第122号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	邑智郡邑南町上田所1374番6地先から同1392番1地先まで	メートル 96.80	平成22年 2月23日	県央県土整備事務所	